



目 次

|   |                 |
|---|-----------------|
| 告 示   | ページ             |
| ◎告示（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（2件）                              | （行政管理課） 1       |
| ○令和3年度自衛官候補生の募集期間等  | （危機管理・防災課） 1    |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出 | （福祉指導課） 1       |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 | （ ） 1           |
| ○保安林の解除予定の通知  | （治山林道課） 1       |
| ○海区漁場計画の定め  | （漁業管理課） 2       |
| ○公共測量の実施の通知   | （用地対策課） 2       |
| ○道路の区域変更  | （道 路 課） 2       |
| ○道路の供用開始（2件）  | （ ） 2           |
| 高知県内水面漁場管理委員会公告   |                 |
| ○令和4年における増殖目標量、期間等  | 3               |
| 落札公告  |                 |
| ○落札者等の公告  | （公営企業局 県立病院課） 4 |

告 示

高知県告示第1065号

平成21年1月高知県告示第44号（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

1 中「の指定」を「の指定及び地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第1項に規定する指定納付

受託者の指定」に改める。

高知県告示第1066号

平成21年1月高知県告示第44号（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和4年1月4日から施行する。

令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

1 中「第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定及び地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第1項に規定する指定納付受託者の指定」を「第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定及び当該指定の取消し」に改める。

高知県告示第1067号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 男子及び女子（令和4年3月及び4月採用予定）
  - 募集期間  
随時（最終期限は、令和4年1月12日（水））
  - 試験種目、試験期日及び試験会場

| 試験種目   | 試験期日             | 試験会場                   |
|--|------------------|------------------------|
| 筆記試験<br>口述試験<br>適性検査<br>身体検査                 | 令和4年1月16日<br>(日) | 香南市香我美町上分3390<br>高知駐屯地 |
| 備考 筆記試験及び適性検査は、原則としてインターネット回線を利用する方法により実施する。 |                  |                        |

- 問い合わせ先  
自衛隊高知地方協力本部  
電話番号088-822-6128  
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第1068号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

| 区分  | 医療機関の名称         | 医療機関の所在地      | 変更年月日     |
|-----|-----------------|---------------|-----------|
| 変更前 | 四国調剤薬局南国店       | 南国市大埴甲1210番地3 | 令和3年11月1日 |
| 変更後 | アイン薬局南国店        |               |           |
| 変更前 | リード薬局           | 南国市明見538番地6   | 〃         |
| 変更後 | アイン薬局J A 高知病院前店 |               |           |
| 変更前 | リード薬局バイパス店      | 南国市明見800番地2   | 〃         |
| 変更後 | アイン薬局明見店        |               |           |

高知県告示第1069号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日  
医療法人西田順 南国市大埴甲757-3 令3・9・30  
天堂内科 西田  
順天堂内科

高知県告示第1070号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町波川字権三2013の1・2693の1・字中甲殿2708  
・字上甲殿2720・字上ノ谷2721（以上5筆国有林）
- 保安林として指定された目的

水害の防備  
 3 解除の理由  
 指定理由の消滅  
**高知県告示第1071号**  
 漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により海区漁場計画を定めたので、同法第64条第6項の規定により当該海区漁場計画の内容、海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。  
 令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

**第1 海区漁場計画の内容**  
**第1-1 漁業権に関する事項**  
 ◎ 設置漁業権（1件）  
 1 公示番号 定第1,038号  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市員の川沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市員の川魚漁場基点第206号  
 基点乙 土佐清水市員の川静座産漁場基点第207号  
 ア 甲から乙を見通した線から左に93度30分の線と乙から甲を見通した線から右に53度25分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に71度22分の線と乙から甲を見通した線から右に72度30分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に17度40分の線と乙から甲を見通した線から右に12度30分の線との交点  
 アイ、イ乙、乙ウ及びウアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,595号の漁場区域を除く。  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
 設置漁業  
 (3) 漁業権の存続期間  
 漁業の免許の日から令和5年8月31日まで  
 (4) 条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。  
**第1-2 保全沿岸漁場に関する事項**  
 なし  
**第2 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果**  
 高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供す

る。  
**第3 漁場の図面**  
 高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
**第4 漁業の免許予定日**  
 令和4年4月8日  
**第5 漁業の免許申請期間**  
 令和4年2月18日から同年3月4日まで

**高知県告示第1072号**  
 高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年12月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
 令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年12月15日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域  
幡多郡黒潮町入野

**高知県告示第1073号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、令和3年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平檮原
- 3 道路の区域

| 区 間  | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡檮原町佐渡<br>212番1から<br>高岡郡檮原町初瀬本<br>村641番1まで | 前      | 8.1<br>}        | 331           |
|  | 後      | 8.1<br>}        | 331           |
|  |        | 72.4            |               |

**高知県告示第1074号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、令和3年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

| 供用開始区間  | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日        |
|---|---------------|----------------|
| 高岡郡津野町北川字下駄馬<br>2284番5から<br>高岡郡檮原町神在居4081番<br>1まで | 1840          | 令和3年12月25<br>日 |

**高知県告示第1075号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、令和3年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和3年12月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平檮原
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                       | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日        |
|--|---------------|----------------|
| 高岡郡檮原町佐渡212番1<br>から<br>高岡郡檮原町初瀬本村641<br>番1まで | 331           | 令和3年12月24<br>日 |

-----  
**内水面漁場管理  
 委員会公告**  
 -----

高知県内水面の第五種共同漁業に対する令和4年における増殖目標量、期間等について、令和3年12月10日に次のとおり決定したので公告する。

令和3年12月24日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

| 漁業権番号   | 漁場名                  | 魚種別の放流量    |      |       |            |             |                   |
|---------|----------------------|------------|------|-------|------------|-------------|-------------------|
|         |                      | あゆ<br>(kg) | うなぎ  |       | こい<br>(kg) | あまご<br>(kg) | もくずが<br>に<br>(尾数) |
|         |                      |            | (kg) | (尾数)  |            |             |                   |
| 内共第501号 | 野根川水系                | 30         | 10   | 200   | —          | 15          | 1,000             |
| 内共第502号 | 西の川水系                | 30         | 10   | 200   | —          | 15          | 1,000             |
| 内共第503号 | 羽根川水系                | 30         | 10   | 200   | —          | 15          | —                 |
| 内共第504号 | 奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流 | 200        | 40   | 800   | —          | 25          | 3,000             |
| 内共第505号 | 奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流 | 30         | 10   | 200   | —          | 25          | —                 |
| 内共第506号 | 安田川水系                | 200        | 40   | 800   | —          | 15          | 3,000             |
| 内共第507号 | 伊尾木川水系及び安芸川水系        | 200        | 40   | 800   | —          | 15          | 3,000             |
| 内共第508号 | 赤野川水系                | 30         | 10   | 200   | —          | 15          | 1,000             |
| 内共第509号 | 物部川水系                | 300        | 70   | 1,400 | —          | 50          | 5,000             |
| 内共第510号 | 吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流   | 300        | 70   | 1,400 | —          | 25          | 3,000             |
| 内共第511号 | 吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流   | 30         | —    | —     | —          | 125         | —                 |

|         |                      |       |     |        |   |     |        |
|---------|----------------------|-------|-----|--------|---|-----|--------|
| 内共第512号 | 鏡川水系                 | 200   | 40  | 800    | — | 15  | 3,000  |
| 内共第513号 | 仁淀川水系                | 500   | 120 | 2,400  | — | 50  | 5,000  |
| 内共第514号 | 新莊川水系                | 125   | 20  | 400    | — | —   | 1,000  |
| 内共第515号 | 四万十川水系中発電用家地川えん堤から上流 | 200   | 40  | 800    | — | 15  | —      |
| 内共第516号 | 四万十川水系中発電用家地川えん堤から下流 | 500   | 120 | 2,400  | — | 50  | 5,000  |
| 内共第517号 | 松田川水系                | 30    | 10  | 200    | — | 15  | 1,000  |
| 計       | 17件                  | 2,935 | 660 | 13,200 | — | 485 | 35,000 |

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）  
 遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）  
 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）  
 資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）  
 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 増殖を行うべき期間は、令和4年1月1日から同年12月31日までとする。

8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

-----  
落札公告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年12月24日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
磁気共鳴画像診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社フィリップス・ジャパン ヘルスシステムズ事業部  
東京都港区港南二丁目13番37号 フィリップスビル
- 5 落札金額  
91,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和3年10月8日